

氏名	伊藤 崇
学位の種類	博士（心理学）
学位記番号	博乙第 2789 号
学位授与年月	平成 28 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	集団教育における一対多的参加構造の組織化過程

主査	筑波大学教授	博士（教育学）	茂呂雄二
副査	筑波大学教授	教育学博士	原田悦子
副査	筑波大学准教授	博士（教育学）	宇佐美慧
副査	筑波大学教授	博士（教育学）	塚田泰彦

## 論文の内容の要旨

### （目的）

本博士論文で対象とした「一対多の参加構造」とは、制度的教育の場に頻出する「一斉に話すこと」や「一斉に聞くこと」のように、「ある集団において 1 人の参加者に相対する者としてその他の参加者たちがひとまとまりの集団単位で扱われる参加構造」である。集団教育においては、教育実践者はこうしたコミュニケーション・パターンを必要とし、学習者も自分たちを集団として組織化するコミュニケーションが行っていると考えられるが、この組織化過程については従来注目されてこなかった。本論は、学習者としての幼児および児童が、制度的教育の前提となる集団をいかにして組織化しているのかという問いについて、一対多の参加構造の実現過程を通して明らかにすることを目的とした。

### （対象と方法）

本博士論文では、「一斉に話すこと」「一斉に聞くこと」に着目し対多の参加構造を明らかにした。保育所における「一斉に話すこと」（研究 2、3）および「一斉に聞くこと」（研究 4）、小学校の授業における「一斉に聞くこと」（研究 5～7）の実態を、フィールドワークと得られた映像資料の微視的相互行為分析を通して示した。また、保育所以降の「一斉に聞くこと」の前提となる事態を、家族内会話に参加する子どもの行動とくに家族メンバーの誰もが受け手となりうる発話に対して子どもが「傍参加者」という相互行為的な役割を取得するという事態に着目して検討した（研究

8、9)。

(結果)

第5章・6章(研究2・3・4)では、幼児の「一斉発話」が生起する環境の特性と一斉発話に対して個々の幼児がいかに関与するのかを検討し、幼児の調整参加と役割実演を明らかにした。また、「お誕生会」の3ヶ月間の縦断的な参与観察から、幼児の着席行動の変化過程を明らかにした。第7章では、小学校1、2、3、5年生の一斉授業を対象として、教師と児童が他者の発話をどのように聞いているのか、視線配布行動を指標として検討し、発達的变化の傾向性(研究5)と、視線配布の時間変化(研究6)を明らかにし、さらに縦断的調査によってこれらの傾向性を確認した(研究7)。これらの結果に基づき、児童が「多」として一斉に聞く際に、1年生においては教師が「一」としての役割を担っていた一方で、学年が上がるにつれてその他の対象に対して聞いたり注意を向けたりする傾向が現れるようになる可能性を指摘した。第8章では、家族内会話を対象として、そこに出現する「受け手の不明な発話」をめぐる会話の組織化に幼児や周囲の大人がどのように関与したのかを分析し、家族内会話に受け手の不明な発話が存在し、一对多の参加構造を家庭内に作り出すことを観察した(研究8)。また発話の受け手ではない存在としての「傍参与者」となることが協働的に達成される過程を相互行為分析から明らかにした(研究9)。

(考察)

本論では、集団教育でのコミュニケーションには個々の幼児の行為に多様性が見られたこと、それにもかかわらず全体としては「一斉に話すこと」や「一斉に聞くこと」が実現するように子どもが行為していたこと、その際に子どもたちは環境中の出来事や対象の何が行為のリソースとなりうるのかを探索していたことが障になった。本論は、集団教育を採用する教育制度の多様性や、本論で取り上げた3つの場における多様性を明らかにしたものの、少数の事例の検討にとどまっていることが限界として指摘された。

## 審査の結果の要旨

(批評)

本論文は、集団主義の教育に不可欠な学習環境の秩序である、一对多の参加構造が、子どもと教師、親の協働で達成される過程を解明しようとしたものであり、通常個々の幼児・児童の能力やソーシャルスキル等個人特性に還元するのではなく、社会文化的なプロセスに着目して、それを微視的な相互行為分析から明らかにしたことは高く評価できる。分析対象とした資料が少数の事例であるとの限界も指摘できるが、それはむしろミクロな相互行為分析という分析方法論の選択の結果であり、新しい分析方法の開発と提案は、教育心理学・学習心理学の領域に新しい知見とメソッドを提供するものとなっている。本論文はあくまで基礎研究であるが、いわゆる荒れる教室や学級崩壊などの問題の背景である、集団教育実践に対して新しい視点を提案している。

平成28年1月26日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

なお、学力の確認は、人間総合科学研究科学学位論文審査等実施細則第11条を適用し免除とした。

よって、著者は博士(心理学)の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。